

議案第 4 8 号

海老名市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

海老名市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 5 年 9 月 1 9 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

社会・経済情勢に鑑み、教育長の給料月額を改正したいため

海老名市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する
条例

海老名市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例（昭和32年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間に支給する教育長の給料の特例）
15 平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間に支給する教育長の給料（第2条第2項に規定する地域手当及び同条第5項に規定する期末手当の算出の基礎となる給料の月額を含む。）については、同条第1項の規定にかかわらず、月額665,000円とする。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。